

甲府市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日

都第5号

(趣旨)

第1 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から人命を守るため、耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来工法(軸組工法・伝統工法)で建築されたもの
 - イ 個人が所有する住宅で、所有者もしくは所有者の3親等以内の親族(以下「所有者等」という。)が居住しているもの
 - ウ 2階建て以下のもの
 - エ 延べ面積300平方メートル以下のもの
 - オ 専用住宅又は併用住宅で住宅部分の面積が過半のもの
 - カ 借家、長屋及び共同住宅以外のもの
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかにより、診断したものとする。
 - ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
 - イ (財)日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断
- (3) 総合評点 木造住宅耐震診断による総合評点をいう。
- (4) 耐震シェルター 次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 山梨県及び他の都道府県が奨励する耐震シェルターのうち一部屋型又はベッド型のもの
 - イ 構造設計一級建築士がアと同等以上のものとして設計したもの

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、所有者等1人につき1棟を対象とする。

- (1) 既存木造住宅の所有者等
- (2) 本市の税を滞納していない者

(3) 過去に本市の木造住宅耐震改修又は耐震シェルターに関する要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4 補助対象となる事業は、補助対象者が耐震シェルターを設置するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 総合評点0.7未満の既存木造住宅に設置するもの

(2) 1階に設置するもの

(3) 住宅1戸に対し1箇所であるもの

(補助金の額)

第5 補助金の額は、耐震シェルター設置に要する費用とし、36万円を上限とする。

2 前項で定める額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の際、申請者に別に定める必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第7 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ耐震シェルター設置事業変更承認申請書(第3号様式)に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所又は施工方法の変更

(2) 対象経費の変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、耐震シェルター設置事業変更承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに耐震シェルター設置事業遅滞等報告書(第5号様式)を市長に提出し、その指導を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受領したときは、その内容を確認し、指導通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8 申請者が、設置事業の中止又は廃止をしようとするときは、耐震シェルター設置事業廃止（中止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、耐震シェルター設置事業廃止（中止）承認通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（着手の届出）

第9 申請者は、交付の決定を受けた耐震シェルター設置事業に着手したとき、耐震シェルター設置事業着手届（第9号様式）に着工前の写真を添付して、市長に提出しなければならない。

（完了の報告）

第10 申請者は、耐震シェルター設置事業が完了したときは、耐震シェルター設置事業完了実績報告書（第10号様式）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11 市長は、第10の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書等の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12 申請者は、第11の確定通知を受けたときは、速やかに耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第13 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第14 市長は、第13の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第15 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助金交付の条件)

第16 申請者(消費税等の納税義務がある者に限る。)は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第13号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(実施細則)

第17 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。